第七条第一項第一号ロ中「配達記録郵便若しくは」を削り、同項第三号中「三十日」を「四十五日」に改め、「配達記録郵便若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

12　法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、日ペルー協定にあっては、次のとおりとする。

一　自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、ペルー共和国の通商観光省は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ　日ペルー協定第六十六条第二項（b）及び（c）の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ　日ペルー協定第六十六条第二項（d）の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がペルー共和国の通商観光省の立会いの下に証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二　証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者は、ペルー共和国の通商観光省による前号ロの方法による確認を受ける際には、日ペルー協定第六十六条の規定を十分に読むべきこと。

三　ペルー共和国の通商観光省が、日ペルー協定第六十六条第二項（d）に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。

四　前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者は、日本国政府がペルー共和国の通商観光省からの訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内に回答がペルー共和国の通商観光省に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該証明書受給者、特定証明資料提出者若しくは特定第一種原産品誓約書交付者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日から三十日以内にペルー共和国の通商観光省に到達しなかったときは、ペルー共和国の通商観光省は当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特恵待遇を否認することができること。

五　日ペルー協定第六十六条第二項（d）に規定する訪問が行われた場合において、当該訪問を受けた証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者が法第七条第一項又は第二項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特恵待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六　第一種特定原産地証明書は、ペルー共和国の税関当局によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

第九条の表に次のように加える。

十二　日ペルー協定	五年

第十条第一項中第三号を削る。

第十二条第二項の表に次のように加える。

十二　日ペルー協定	五年

第十二条第四項中「三年」を「、当該発給に係る第二項の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間」に改める。

第十三条第一項第四号を次のように改める。

四　次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める書類

イ　日メキシコ協定	日メキシコ協定、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類
ロ　日スイス協定	日スイス協定附属書二、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類
ハ　日ペルー協定	日ペルー協定、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類

第十四条中「日スイス協定」を「日メキシコ協定、日スイス協定及び日ペルー協定」に改める。

第十五条第二項中「（別表の第二号上欄ホにおいて「仕入書等」という。）」を削り、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　法第七条の四第二項の経済産業省令で定める事項は、日メキシコ協定にあっては、次のとおりとする。

一　認定輸出者は、輸出される物品に係る仕入書、納品書その他これらに類する書類であって当該物品について特定できるように記述したものに、日メキシコ協定第十条に規定する統一規則に定める申告文を押印又は印字することにより、第二種特定原産地証明書を作成すること。

二　第二種特定原産地証明書は、メキシコ合衆国の税関当局によって、当該第二種特定原産地証明書の作成の日の後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

第十五条に次の一項を加える。

4　法第七条の四第二項の経済産業省令で定める事項は、日ペルー協定にあっては、次のとおりとする。

一　認定輸出者は、輸出される物品に係る仕入書、納品書その他これらに類する書類であって当該物品について特定できるように記述したものに、日ペルー協定附属書四に定める申告文を押印又は印字することにより、第二種特定原産地証明書を英語で作成すること。

二　第二種特定原産地証明書は、ペルー共和国の税関当局によって、当該第二種特定原産地証明書の作成の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

第十八条第一項中「帳簿は」の下に「、認定を受けた経済連携協定ごとに」を加える。

第二十条中「三年」を「次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間」に、「までの期間」を「までの期間とし」に改め、「一年」の下に「（日メキシコ協定については、一年が経過した日の翌日までの期間）」を加え、同条に次の表を加える。

一　日メキシコ協定	五年
二　日スイス協定	三年
三　日ペルー協定	五年